

『改正建設業法等に関する説明会』を開催しました

令和2年10月28日（水）愛知建設業会館におきまして、本年10月1日から施行された改正建設業法等に関する説明会を開催しました。

本説明会は、午前・午後の2部制で開催し、内容としては「著しく短い工期での請負契約の禁止」、「建設業許可基準に社会保険加入義務及び経營業務管理責任者の要件緩和」、「監理技術者の専任義務の緩和」などについて、国土交通省中部地方整備局建政部のご担当官を講師にお迎えし、ご聴講された皆様方は熱心に受講されました。

なお、今回の説明会は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、消毒液の設置、社会的距離の確保等に努め、当日ご出席された方々はマスクを着用の上、こまめな手洗いや消毒など、感染防止にご協力いただきました。

（受講者；延べ96名）

●当日の様子



愛建協大西専務理事開会挨拶



中部地整ご担当官 ご説明



講義風景



講義風景